

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	北栄町

## 北栄町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 北栄町産業振興課  
所在地 北栄町由良宿 423-1  
電話番号 0858-37-3111  
F A X 番号 0858-37-5339  
メールアドレス sangyo@e-hokuei.net

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」と言う）、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ニホンジカ、ヒヨドリ、カワウ、アオサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	北栄町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲など	146	1,594
カラス類	スイカブドウ梨など	17	1,296
ヌートリア	水稲など	2	22
アライグマ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
タヌキ	いちごなど	—	—
キツネ	野菜類など	—	—
アナグマ	スイカなど	5	546
ニホンジカ	野菜類など	—	—
ヒヨドリ	野菜類など	1	21
カワウ	アユなど	—	—
アオサギ	アユなど	—	—
合 計		171	3,479

(2) 被害の傾向

○イノシシ

水稲、大豆などで恒常的に被害が発生している。大栄地区山間部、原周辺、北条地区土下、米里での被害が多い。また、砂丘地においても目撃情報があり、これまで被害のなかった地域への拡大が懸念される。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
被害金額(千円)	2259	170	585	616	1,294
被害面積(a)	140	12	54	45	80

○カラス類

梨、スイカとビニールハウスの被害が主である。大栄地区のスイカ、北条地区の果樹への被害が継続している。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
被害金額(千円)	—	34	—	573	508
被害面積(a)	—	0	—	8	6

### ○ヌートリア

大栄地区の水稲など被害が主で、被害額は減少傾向である。

狩猟免許を持った捕獲従事者数は少ないものの、農事組合で組織した外来生物法による北栄町防除実施計画に基づく捕獲従事者による自主防除の取り組みが強化され、被害面積や捕獲数は減少傾向で、個体数は減少し、生息域も縮小しているものと思われる。今後も鳥獣被害対策実施隊と農事組合を中心に対策に取り組む。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
被害金額(千円)	12	63	2	—	22
被害面積(a)	—	4	1	—	2

### ○アライグマ

アライグマと推測される被害が発生したものの、その後は被害確認ができていないが、近隣市町で捕獲・目撃されているため、町内でも被害が発生する可能性がある。今後、取り組みの強化を要する。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
被害金額(千円)	201	—	—	—	—
被害面積(a)	3	—	—	—	—

### ○ハクビシン

ハクビシンの被害確認ができていないが、捕獲・目撃され町内でも被害が発生している。現在は西瓜の被害が出ているが砂丘地のブドウへの影響も考えられる。今後、取り組みの強化を要する。

### ○タヌキ、アナグマ、キツネ

従来は主に大栄地区山間部でのスイカやビニールハウスへの被害、北条地区土下・曲で梨や柿への被害が主であったが、それに加えて、近年は、大栄地区の里部でもスイカへの被害が増加し、各農家が網等の設置により対応している。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
被害金額(千円)	7	—	13	52	546
被害面積(a)	—	—	1	1	5

### ○ニホンジカ

現在のところ被害は少なく、大栄地区山間部の一部で野菜類の畑に被害が発生している程度であるが、北条地区での捕獲や目撃、周辺市町で被害が拡大していることから、対策を実施していく必要がある。

### ○ヒヨドリ

年によって甚大な被害を発生させる。被害を確認しながら対応策を検討していく。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
被害金額(千円)	—	—	—	—	21
被害面積(a)	—	—	—	—	1

○カワウ、アオサギ

天神川において、放流したアユのほか、ウグイ、オイカワなどの魚類が捕食されており、対策を実施していく必要がある。

(3) 被害の軽減目標 (主要作物)

指標	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和10年度)	
	面積 (a)	被害額 (千円)	面積 (a)	被害額 (千円)
イノシシ	146	1,594	131	1,435
カラス類	17	1296	15	1,166
ヌートリア	2	22	2	20
ハクビシン	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—
キツネ	—	—	—	—
アナグマ	5	546	5	491
アライグマ	—	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—	—
ヒヨドリ	1	21	1	18
カワウ (アユ、ウグイ、オイカワなど)	—	—	—	—
アオサギ (アユ、ウグイ、オイカワなど)	—	—	—	—
合計	171	3,479	154	3,130

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○捕獲体制の整備 鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害を受けた農家からの要請の元に捕獲活動を実施している。</p> <p>また、イノシシ、シカについては国事業、県事業及び町事業、アライグマについては県事業、ヌートリアとハクビシンについては国事業、県事業及び町事</p>	<p>○捕獲体制の整備 狩猟免許所持者の高年齢化による捕獲員の減少や、わな免許の所持者が少ないため、早急に捕獲対応ができない地域がある。狩猟者の育成、確保が必要である。</p>

	<p>業、アナグマ、カラスについては町単独事業で捕獲奨励金を交付し、捕獲を推進している。</p> <p>○イノシシ 被害を受けた農家からの要請の元に捕獲活動を実施した。</p> <p>○カラス類 毎年県下一斉捕獲に参加して捕獲を行うとともに被害を受けた農家からの要請の元に捕獲活動を実施している。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ 防除実施計画を策定して捕獲体制の整備を行い、捕獲を実施した。 箱わなを町、農事組合が購入し、捕獲者に貸し出している。</p> <p>○ハクビシン スイカに被害が出ている。箱わなを町、農事組合が購入し、捕獲者に貸し出している。</p> <p>○タヌキ、アナグマ、キツネ 被害を受けた農家からの要請の元に捕獲活動を実施した。箱わなを町で購入し、捕獲者に貸し出している。</p>	<p>○イノシシ 狩猟免許所持者が不足しているため、迅速に対応できない地域がある。高齢化により、水田、樹園地を中心に遊休農地の増加及び除草等の管理が不十分な箇所があり、イノシシの生息域が拡大傾向にある。</p> <p>○カラス類 狩猟免許所持者が不足しているため、迅速に対応できない地域がある。また、カラス類は上空から侵入でき、対策に多大な労力やコストを要している。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ 防除実施計画に基づく自主防除組織の取り組みの一層の促進をする。</p> <p>○ハクビシン 防除実施計画に基づく自主防除組織の取り組みの一層の促進をする。</p> <p>○タヌキ、アナグマ、キツネ 狩猟免許所持者が不足しているため、迅速に対応できない地域がある。スイカ等の摘果物や農作物残さの除去の不徹底、遊休農地の増加及び除草等の管理が不十分な箇所がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取</p>	<p>○イノシシ 柵の設置では周りに被害が移っていくとの考えが根強く被害対策としては捕獲中心の取組み</p>	<p>○イノシシ 被害区域、被害額が拡大傾向にあるため、侵入防止柵の設置及び捕獲罠の設置による有害捕</p>

組	<p>であるため、侵入防止柵の設置は進んでいない。</p> <p>○アナグマ 柵の設置では周りに被害が移っていくとの考えが根強く被害対策としては捕獲中心の取組みであるため、侵入防止柵の設置は進んでいない。</p> <p>○カラス類 テグス、防鳥テープ、ネットや爆音機による侵入防止対策を行っている。果樹への被害が拡大しつつあり、今後もテグスやネット等による侵入防止を推進していく。</p>	<p>獲の更なる推進を図る。</p> <p>○アナグマ 被害区域、被害額が拡大傾向にあるため、侵入防止柵の設置及び捕獲罠の設置による有害捕獲の更なる推進を図る。</p> <p>○カラス類 カラス類は上空から侵入でき、対策に多大な労力やコストを要している。</p>
生息環境管理 その他の取組	<p>鳥獣の隠れ場所となる藪の刈り払いや、収穫・出荷しない農作物や野菜くずを農地に放置しないよう普及啓発している。</p>	<p>スイカ等の摘果物や農作物残さの除去を徹底するなどの集落ぐるみでの取り組みが必要。</p> <p>生産者自身の意識の持ち方によるため、徹底されるように継続した啓発が必要。</p>

#### (5) 今後の取組方針

<p>○イノシシ 里部への出没が多くなっていることから、農作物の残さの処分やヤブ等を刈り払う緩衝帯の設置にも取り組む。鳥獣被害対策実施隊による捕獲により個体数を減らす取組みを強化し、狩猟者の確保、育成にも取り組んでいく。併せて侵入防止柵整備による被害防止と柵の誘導効果による効率的な捕獲及び、国交付金の緊急捕獲事業、県事業の捕獲奨励金の活用による捕獲強化を図る。</p> <p>○カラス類 果実及び野菜の収穫残さを適切に処理し、カラスの誘引物を除去するよう全戸放送及び広報紙等で啓発していく。テグスやネット張りにより、農作物に寄せ付けない対策を徹底する。農家の狩猟免許取得を推進する。また、一斉捕獲により追い払い効果を高める。</p> <p>○ヌートリア 防除実施計画による自主防除組織の取組みを行う。（実施内容：自主</p>
---

防除に係る講習会の実施や箱わなの貸出し等)

農作物への被害を防ぐとともに地域からの完全排除を目指し、国交付金の緊急捕獲事業、県事業の捕獲奨励金の活用による捕獲強化を図る。

#### ○アライグマ

防除実施計画による自主防除組織の取り組みを行う。(実施内容：自主防除に係る講習会の実施や箱わなの貸出し等)

農作物への被害を防ぐとともに地域からの完全排除を目指す。

#### ○ハクビシン

新たに侵入しつつある外来種で、目撃情報、被害状況も増えており箱わな等による捕獲を行う。スイカの被害が多いが砂丘地のブドウに被害拡大しないように完全排除を目指し、国交付金の緊急捕獲事業、県事業の捕獲奨励金の活用による捕獲強化を図る。

#### ○タヌキ、アナグマ、キツネ

特産のスイカへの被害が増加しているため、侵入防止柵の整備を推進するとともに地域、農協、関係農事組合と協力しながら、残渣の撤去、草刈の徹底により、畑周辺に近づかせないようにする。また、実施隊と連携し被害報告にもとづいて有害捕獲を実施する。新規狩猟免許の取得者を増やすことにより、個体数の減少にも取り組む。

#### ○ニホンジカ

目撃情報を共有し、個体数を把握する。また国交付金の緊急捕獲事業、県事業の捕獲奨励金の活用による捕獲強化を図る。

#### ○ヒヨドリ

目撃情報を共有し、個体数を把握する。被害防止対策を進めながら、捕獲活動を支援することにより、捕獲を強化する。

#### ○アオサギ

目撃情報を共有し、個体数を把握しながら、捕獲活動を支援することにより、捕獲を強化する。

#### ○カワウ

鳥取県第13次鳥獣保護管理事業計画の予察表に基づく捕獲を実施し、北栄町内の採餌場に飛来することにより発生する魚類の食害防止を目的とした捕獲対策を強化する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害を受けた農家が北栄町産業振興課へ捕獲要望し、町は鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲許可を与えた者(7人)により捕獲活動を

<p>実施する。</p> <p>【実施隊構成状況】</p> <p>    猟友会員　１０人　農家　　９人</p> <p>    行政関係者　３人　　合計２２人（狩猟免許所持者２２人）</p> <p>支援内容</p> <p>    実施隊：鳥獣交付金緊急捕獲活動支援事業、県・町の捕獲奨励金で支援し、町から報酬を支給</p> <p>    その他の有害捕獲従事者：鳥獣交付金緊急捕獲活動支援事業、県・町の捕獲奨励金で支援</p> <p>    また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来種防除計画を策定し、各農事組合の中で2名程度捕獲従事者の登録を行い、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。</p> <p>【捕獲従事者の登録状況】（令和８年１月３１日現在）　　１２５名</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保
	アナグマ	・ 被害防止対策の講習会の開催
	カラス類	・ 被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	ハクビシン	・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カワウ・ア オサギ	・ 地域住民、関係機関と協議のうえ、捕獲体制を整備
令和 9年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保
	アナグマ	・ 被害防止対策の講習会の開催
	カラス類	・ 被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	ハクビシン	・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カワウ・ア オサギ	・ 地域住民、関係機関と協議のうえ、捕獲体制を整備
令和 10年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保
	アナグマ	・ 被害防止対策の講習会の開催
	カラス類	・ 被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	ハクビシン	・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カワウ・ア オサギ	・ 地域住民、関係機関と協議のうえ、捕獲体制を整備

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○イノシシ 近年の被害増加傾向を踏まえ、年間50頭を計画数とする。特に、里部での水稲への被害が大きく、被害地域を中心に捕獲体制を整備する。					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数(頭)	32	74	26	32	74
○カラス類 近年の被害増加傾向を踏まえ、年間100羽を計画数とする。					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数(羽)	37	39	129	37	39
○ヌートリア 近年の被害増加傾向を踏まえ、年間100頭を目標数とし地域からの完全排除を目指す。					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数(頭)	120	95	82	120	95
○アナグマ、タヌキ、キツネ スイカを中心に被害が発生しているため、年間40頭を捕獲目標とする。					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数(頭)	6	10	9	6	10
○アライグマ 計画数の設定は行わないが、地域からの完全排除を最終目標として、目撃等の報告があった場所で、箱わなによる捕獲を行う。					
○ハクビシン 計画数の設定は行わないが、地域からの完全排除を最終目標として、目撃等の報告があった場所で、箱わなによる捕獲を行う。					
○ニホンジカ 目撃情報が増加しており、今後、急激に被害が増加、拡大することが予想される。全国的に深刻な問題になっていることから、年間10頭を当面の目標とし、地域から目撃情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数(頭)	4	6	6	4	6
○カワウ、アオサギ 計画数の設定は行わないが、目撃等の報告があった場所で捕獲を行う。					

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R8年度	R9年度	R10年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
カラス	100羽	100羽	100羽
アナグマ・タヌキ ・キツネ	40頭	40頭	40頭
ヌートリア	地域からの完全排除		
アライグマ	地域からの完全排除		
ハクビシン	地域からの完全排除		
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：箱わな・くくり罠を基本とする。</li> <li>・実施予定時期：通年</li> </ul> <p>○カラス類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：銃による捕獲を基本とする。また、被害が顕著な地域には、新たな箱わなの設置を検討する。</li> <li>・実施予定時期：通年</li> </ul> <p>○ヌートリア、アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：箱わなを基本とする。</li> <li>・実施予定時期：通年（特にアライグマに関しては目撃等の報告があった場所で、集中的に捕獲を行う。）</li> </ul> <p>○タヌキ、アナグマ、キツネ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：箱わなを基本とする。</li> <li>・実施予定時期：被害報告に基づく捕獲許可により実施</li> </ul> <p>○ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：くくり罠を基本とする。</li> <li>・実施予定時期：通年</li> </ul> <p>○ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：箱わなを基本とする。</li> <li>・実施予定時期：通年</li> </ul> <p>○カワウ、アオサギ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：銃による捕獲を基本とする。</li> <li>・実施予定時期：漁業被害の発生期間</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

該当なし	該当なし
------	------

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R8年度	R9年度	R10年度
アナグマ	電気柵 600m	電気柵 600m	電気柵 300m
イノシシ	電気柵 600m	WM柵 1,000m 電気柵 800m 計 1,800m	WM柵 2,000m 電気柵 1,000m 計 3,000m

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
アナグマ・イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の電気柵・ワイヤーメッシュ設置・管理マニュアルを参考に、鳥獣の侵入防止に効果的な設置とその効果を持続させるために、1ヶ月に1回程度の定期的な点検・メンテナンスを行うように指導を行う。</li> <li>・ 侵入を許した場合、すぐに点検を行い、侵入箇所が判然としない場合には、鳥獣被害対策実施隊も協力して点検を行い、問題個所の発見と対応について指導する。</li> <li>・ 町報等により正しい柵の設置・点検管理について普及を行う。</li> <li>・ 捕獲用具と侵入防止柵の一体的な管理・運用により効率的な捕獲を行う。</li> </ul>

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R5年度	イノシシ	集落支援員による地域との話し合いを通し、効果的な技術や対策を普及する。野菜残渣の適切な処理や放任果樹の撤去を進める。
R6年度	イノシシ	集落支援員による地域との話し合いを通し、効果的な技術や対策を普及する。野菜残渣の適切な処理や放任果樹の撤去を進める。
R7年度	イノシシ	集落支援員による地域との話し合いを通し、効果的な技術や対策を普及する。野菜残渣の適切な処理や放任果樹の撤去を進める。

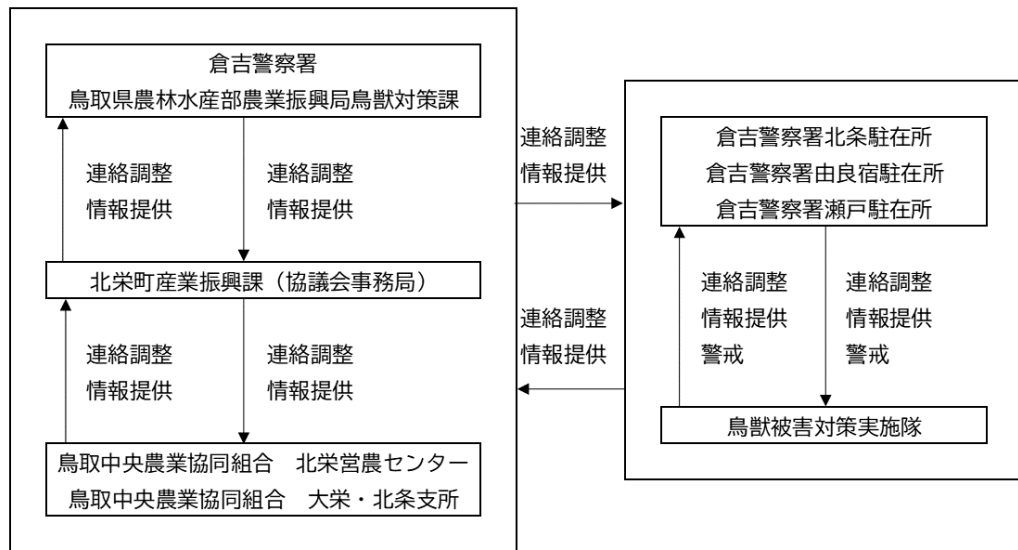
(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
倉吉警察署	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
北栄町産業振興課 (鳥獣被害対策協議会事務局)	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
鳥取中央農業協同組合 大栄支所 北栄営農センター 北条支所	情報収集・提供
倉吉警察署 由良宿駐在所 瀬戸駐在所 北条駐在所	巡回・情報収集・提供・警戒
鳥獣被害対策実施隊	巡回・情報収集・提供・捕獲活動の実施
鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課	情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したシカ、カラス・ヌートリア・アナグマ等については、苦痛を与えない方法で速やかに殺処分をし、埋設する。イノシシについては、埋設、食肉利用及び自家消費する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲・殺処分の課程で損傷が少なく食肉加工ができる
----	--------------------------

	ものは日本猪牧場及び大山ジビエ工房などに搬入し食肉用としての利用を促進する。
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエに関する学習及び情報、活動状況の情報共有を「ほうきのジビエ推進協議会」と行う。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	北栄町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
北栄町	北栄町の ・被害防除に関する事 ・捕獲対策に関する事 ・補助金等交付に関する事 ・協議会の運営に関する事
鳥取中央農業協同組合	北栄町の ・協議会の運営に関する事
鳥取県農業共済組合中部支所	北栄町の鳥獣による農業被害に関する事
北栄町鳥獣被害対策実施隊	北栄町全域の ・鳥獣捕獲体制に関する事 ・担い手研修に関する事 ・捕獲技術の研修等に関する事
農事組合の代表	水田・畑作地域の事業実施に関する事
鳥取県中部総合事務所農林局	全体計画の助言に関する事

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課	全体計画の支援に関する事

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止対策を効果的、効率的に実施するための体制整備として、鳥獣被害対策実施隊の設置を平成27年5月8日に行った。鳥獣被害対策の実働員として隊員内の技術指導、講習等を行い、活動体制を強化する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

北栄町鳥獣被害対策協議会が中心となり対策を推進していくため、被害農家からの報告が上がってくるよう周知する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

専門家による現地研修会等を開催し、カラス・アナグマ・イノシシ等の効果的な被害防止技術等の普及定着を図る。

また、野生イノシシの豚熱（CSF）が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで感染拡大防止を図る。